

知的財産分野における T P P への政策対応について

平成 27 年 11 月 24 日
知的財産戦略本部決定**1. 知的財産分野における T P P の意義**

環太平洋パートナーシップ（T P P）は、アジア太平洋地域における高い水準の自由化を目標とし、物品市場アクセスやサービス貿易のみならず、知的財産分野等の非関税分野についても、締約国間の共通ルールを策定し、21世紀型のルールを構築するものである。

知的財産分野でも、優れた知的財産を有する我が国企業等のアジア太平洋地域での活動基盤となり、手続、権利行使の共通ルール化、模倣品・海賊版対策の強化などを通じて、我が国企業等の域内での知的財産を活用した事業活動を促進し、ひいては我が国の知的創造活動の活性化につながることを期待される。

2. T P P 協定の実施のために必要な知財制度の整備

T P P 協定の締結に必要な国内実施のため、知的財産分野において、以下の事項などについて、協定に特別の定めがある場合を除き、協定の発効とあわせて実施されるよう、早急に検討を行い、国内法との整合性に留意しつつ、必要な措置を講ずるものとする。

（1）特許・商標関係

- ①特許の付与までに生じた不合理な遅延について特許の期間を調整する制度整備
- ②発明の新規性を喪失した場合でも、所定の条件において喪失しなかったこととみなす新規性喪失の例外期間を6か月から1年へ延長
- ③商標の不正使用により生じた損害を賠償するための法定の損害賠償又は追加的損害賠償に係る制度整備

（2）著作権関係

- ①著作物等の保護期間の延長（著作者の死後50年から死後70年とする等）
- ②著作権等侵害罪の一部非親告罪化
- ③著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段（アクセスコントロール）に関する制度整備
- ④配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与
- ⑤著作権等侵害により生じた損害を賠償するための法定の損害賠償又は追

加的損害賠償に関する制度整備

著作権法の改正については、権利の保護と利用のバランスに留意し、特に、著作権等侵害罪の一部非親告罪化については、二次創作への委縮効果等を生じないように、その対象となる範囲を適切に限定するものとする。また、アクセスコントロールに関する制度整備については、権利者に不当な不利益を及ぼさないものが制度の対象外となるよう、適切な例外規定を定める。

3. TPPの活用促進による新たな市場開拓等

TPPを活用し、海外での新たな市場開拓等を目指す我が国の中堅・中小企業等の後押しや、市場開拓の基礎となる知的財産・標準の活用を促進するため、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 我が国企業による域内での知的財産・標準の活用促進への支援

①海外市場に挑戦する地域中小企業等への支援

－海外市場へ挑戦する中小企業の海外展開を支援するため、外国における知的財産権の出願・訴訟対応等に関する一気通貫支援を行う。

②国際標準化活動への支援等

－国際標準原案の作成・提案、国際標準化交渉等を強力に推進するとともに、将来の国際標準化活動を担う人財を育成する。

③地理的表示の相互保護制度整備による農林水産物の輸出促進等

－我が国の地理的表示（GI）の海外での保護を通じた農林水産物の輸出促進及び海外のGI製品の模倣防止等による消費者の保護を図るため、諸外国と相互にGIを保護できる制度を整備する。

(2) 我が国コンテンツの海外展開への総合的な支援

①放送コンテンツ等の海外展開支援

－コンテンツ事業者と、他分野・他産業等の関係者との協力によるコンテンツの制作、発信等を総合的に支援する。

②コンテンツと非コンテンツ産業の一体的な海外展開の推進

－官民や業種の垣根を越えた連携を促進する場として「クールジャパン官民連携プラットフォーム（仮称）」を創設し、コンテンツと非コンテンツ産業の一体的な海外展開を推進する。

(3) TPP域内での知的財産保護水準の向上への支援

- ①海外における我が国企業の知的財産の適切な保護の支援等
 - －著作権等侵害防止のための海賊版対策事業（普及啓発事業、トレーニングセミナー等）を実施し、著作物等の正規流通を促進する。
 - －我が国企業の模倣品対策支援等（中堅・中小企業向け普及啓発セミナーや在外公館・ジェトロ等と連携した相談体制等）を強化する。
- ②TPP域内の知財制度の整備及び運用能力向上への支援
 - －TPP域内において、我が国の知財が適切に保護されるよう、合意事項を含めた知財制度の整備や知財関連政府機関の運用能力向上のため、審査官派遣等の審査協力や産業財産権及び著作権に関する研修などを実施する。

4. TPPを契機としたイノベーションの促進・産業活性化

TPPを契機として、地域中小企業等の知財戦略の強化や、我が国知財システムの更なる活性化によりイノベーションの創出及びコンテンツの振興を促進し、産業活性化を図るため、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 地域中小企業等の知財・標準化戦略の強化

- －TPPを契機に、地域中小企業等の事業化を見据えた知財戦略強化のため、知財に特化した「知財総合支援窓口」と、中小企業の経営全般の相談窓口である「よろず支援拠点」が連携して、効果的に知財相談対応を行う。また、中小企業等による特許等の出願の拡大を図るべく、特許料等や支援策について検討を行う。さらに、地域中小企業等の優れた技術・製品を、地域機関等と連携して発掘し、標準化のための支援を行う。

(2) TPP域内をリードするための特許審査体制の充実

- －TPP域内における知財制度を我が国がリードし、「世界最速・最高品質の特許審査」を実現するため、特許審査体制の整備・強化を図る。

(3) TPP協定の締結を契機とした我が国知財システムの更なる活性化

①著作物等の利用円滑化

- －著作物等の保護期間の延長を踏まえ、増大が予想される権利者不明の著作物等の利用の円滑化のため、著作権者不明等の場合の裁定制度の改善を速やかに行うとともに、権利情報の集約化等を通じたライセンスの環境整備等の方策を検討し、必要な措置を順次講じる。
- －デジタル・ネットワークの発達に対応し、著作物の保護と利用のバランスに留意しつつ、著作権等について、アーカイブの促進、教育の情報化、障害者の情報アクセス確保等、社会的な諸課題への対応につい

て検討をするとともに、柔軟性の高い権利制限規定、円滑なライセンス体制など新しい時代に対応した制度等の在り方について検討を進める。

②知財紛争処理システムの総合的な検討

－ＴＰＰ協定の実施のために必要な知財制度の整備の状況等を踏まえつつ、知財紛争処理システムの一層の機能強化に向けた総合的な検討を進める。

(4) 将来のイノベーションの源泉となる知財教育の推進

－小中高等学校から大学・大学院等において、それぞれの発達段階に応じて、新たな発見や科学的な思考力の源泉となる創造性を育むとともに、知的財産の保護のみならず、その活用の重要性に関する理解を向上させる観点から、知的財産に関する教育の推進を図る。

－また、大学・大学院において標準化について学ぶ取組を推進する。